

氏名	河本純子
授与した学位	博士
専攻分野の名称	医学
学位授与番号	博甲第 4070 号
学位授与の日付	平成22年 3月25日
学位授与の要件	医歯薬学総合研究科社会環境生命科学専攻 (学位規則第4条第1項該当)

学位論文題目 障害年金の認定基準と就労の関係
—精神障害・知的障害を中心として

論文審査委員 教授 荻野景規 教授 二宮善文 准教授 氏家寛

学位論文内容の要旨

本稿は、精神の障害を事由とする障害年金の支給・不支給において、労働だけに着目した判断がなされているか否かを検証し、その妥当性と改善策を検討することを目的とする。

1994年から2004年まで11年間の社会保険審査会裁決集から精神の障害を事由とする178例を収集し、日常生活能力、労働の有無、年金支給の3要素間で関連性の検定を行うとともに、労働有の21例を個別に検討した。

その結果、日常生活能力と年金支給、労働の有無と年金支給に有意な関連を認めしたが、日常生活能力と労働の有無には有意な関連を認めなかった。労働有の21例のうち6例は、労働のみに着目して障害年金支給に関する判断を行っていた。

労働有だけで障害による所得減少や特別な支出の補填がなされているか否かは判断できず、障害者の就労を促進する趨勢に逆行する恐れがあること等から、労働のみに着目して年金支給に関する判断を行うことは適切でないことを指摘し改善策を提案した。

論文審査結果の要旨

本研究は、精神障害を事由とする障害年金の認定基準と実際の支給の間に存在する問題を、労働に着目し検証した。1994年から2004年まで11年間の社会保険審議会裁決集から障害年金にかかる障害程度認定に関する不服申し立て事例(705件)を収集し、そのうち精神の障害を事由とする178例について、日常生活能力、労働の有無、年金支給の3要素間で関連性の検討を行い、さらに、労働有の21例を、診断書や社会保険審査会の認定資料を用いて、記述的な個別検討を行った。

その結果、日常生活能力と年金支給、労働の有無と年金支給に有意な関連を認めしたが、日常生活能力と労働の有無には有意の関連を認めなかった。労働有の21例のうち6例は、労働のみに着目して障害年金支給に関する判断を行っていた。

以上、本研究は、精神障害者の障害年金支給が、一部労働のみに着目して支給の判断がなされていた可能性を指摘し、精神障害者の障害年金の認定基準と実際の支給のあり方に関する問題点を指摘したことから、医療政策学的に価値あるものと認められる。

よって、本研究者は博士(医学)の学位を得る資格があると認める。